

論 文

御雇外国人アップジョンス（補遺）

角 山 幸 洋

1. アップジョンスなる人物

前稿において、彼の人物を示す資料は、なかなか実際には、推測する資料をみつけることが困難であると、述べておいたが、ここではその後に見出すことができた主として新聞記事によってその実情をうかがうことにしたい。

彼の来歴については明治6(1873)年9月16日付の駐日米国公使シデロングより、福島外務卿宛の書状のなかに¹⁾、

1) 『外国人内地旅行関係雑件』3巻〔3門9類4項9号文書〕外務省外交史料館

「米人デヨンス氏綿羊生育ノ地点検ノ為メ内地旅行掛合書」明治六年九月十六日付、駐日米国公使シデロングより副島外務卿宛書翰

なお、この外国人旅行に関連した資料により、アップジョンスの行動をみようとするものに、つぎの文献がある。なお現在においても、雑誌連載がつづけられており、何時、完了するのか明らかでないが、これから以後に記述される部分に、アップジョンスの人物像に迫りうる関係部分がふくまれるかも知れない。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで」『日本獣医史学雑誌』第13, 14合併号 昭和55(1980)年10月 日本獣医史学会 45-49ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(2)―ジョーンズが来日した前後の政治状況と、富士山麓調査―」『日本獣医史学雑誌』第15号 昭和56(1981)年10月 日本獣医史学会 34-44ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(3)―二度目の富士山麓遊歩で、日米間の大きな国際的事件にまきこまれるジョーズ(その1)―」『日本獣医史学雑誌』第16号 昭和57(1982)年7月 日本獣医史学会 46-52ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(4)―二度目の富士山麓遊歩で、日米間の大きな国際的事件にまきこまれるジョーズ(その2)―」『日本獣医史学雑誌』第17号 昭和58(1983)年3月 日本獣医史学会 63-68ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(5)―アップジョーンズを取り巻く日米外

(前略) チョンズは學術家ニして實に信頼するに足る人物に有之サンフランシスコ中魁なる富商及銀行家より拙者に添書を持參せし人ニ有之一体同人ハカリフォルニア州最大之農家ニして同州中ソウタバルベラの住人ニして所持之物品夥しく就中綿羊一万五千頭所持いたし居候其上二十年も此業經驗シカリフォルニア州ニ綿羊生育之道未だ開けざる以前より寄留(後留)としてゐることから、アメリカにあつても、當時では著名な牧羊家として名をはせており、カリフォルニアに定住するまえにも、ネバタ・ユタなどの各地において牧羊事業に精通した經驗豊富な人物であつたとみることが出来る。これらの実地經驗をもつて、日本各地に牧羊適地を求めて、現地調査することになつたのである。

そして『外務省記録』によると、彼は明治9(1876)年12月の時点において、満46歳と6カ月であつたから²⁾、明治6年に來朝以來の経過と年齢との關係

交頼末記(その三)一『日本獣医史学雑誌』第18号 昭和59(1984)年3月 日本獣医史学会 49-56ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(6)一アップジョーンズを取り巻く日米外交頼末記(その四)一」『日本獣医史学雑誌』第19号 昭和60(1985)年3月 日本獣医史学会 30-37ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(7)一アップジョーンズを取り巻く日米外交頼末記(その五)一」『日本獣医史学雑誌』第20号 昭和61(1986)年3月 日本獣医史学会 42-48ページ。

谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで(8)一アップジョーンズを中心とするカリフォルニア(開拓前後)の畜産業(その一)一」『日本獣医史学雑誌』第21号 昭和62(1987)年3月 日本獣医史学会37-45ページ

2) 『在外公館外国人雇傭關係雜件』(塙・仏・独・露・墨)〔3門9類3項12号文書〕外務省外交史料館

『外国人雇入取扱参考書』第2卷〔3門9類3項1号文書〕外務省外交史料館
〔牧羊開業掛〕添書のある13行罫紙に墨書

「 宿 所

千葉県管下

下総国印旛郡

第拾大区小拾区十倉村

雇期限 明治八年五月ヨリ

職業 牧羊家

同十六年十月迄

は、下記のごとくなるであろう。

明治5(1872)年3月	来日	42歳
明治6(1873)年		43歳
明治7(1874)年		44歳
明治8(1875)年		45歳
明治9(1876)年12月	46歳6カ月	基準年齢（『外務省記録』による）
明治10(1877)年		47歳
明治11(1878)年		48歳
明治12(1879)年6月	帰国	49歳

これら在日6年にわたり日本の牧羊事業に尽くしたことは、特筆されてもよいことであり、それらの基礎となっているのは、アメリカで長年にわたって実地経験を積んだのち、本邦に来朝し本領を發揮したものとみてよい。

また牧羊の指導について、非常に熱心であったことは、士族授産のために、民間で牧羊事業を営む篤志家にたいして、毛織物の品質について意見を述べており、アップジョンズが政府事業だけに関係するのではなく、民間の事業家にたいしても非常に協力的であり、このことは羊毛の剪毛に必要な「剪毛鋏」まで与えて、事業の推進に協力的な態度をしめしている。

このことについては、明治8年11月26日の『東京日々新聞』に³⁾、

○本所太平町に住める東京府士族の松平錦水と云ふ人は、去る未歳より専ら綿羊を牧養することに心を委ね、多くの元入れをして、米国産、又は支那産の綿羊を買入れ、数年のあひだ勉強して畜立て居たりしが、果して昨年中より収毛して太平織と云ふ日本新製の毛布を織り出したり。その毛布に二種あり、縦は木綿、横は毛糸にて織りしが、此ごろ縦横とも、毛糸

傭給料 日本貨幣金五円 国号 米 国

姓名 D. W. App. Jones

ヂー、ダブリュー、アップ、ジョンズ

明治九年十二月 四十六年六ヶ月

3) 『東京日々新聞』第1186号 明治8年11月26日 82ページ、第3段

にて織立たるは、地太の絹紬にして、どちらも余ほど奇麗なり。此ほどその織物を勸業寮お雇のジョンズと云ふ英人にみせたるに基だ是を賞して、同氏より羊毛を刈る缺一挺を贈りたりと。又去月の末に、近々天長節なれば、供饌の御用にとて、牧羊二疋を宮内省へ献納したるよし。綿羊は極めて要用なる物にてその荒増を云はば、毛は一匹にて、一ケ年に三斤ぐらいを得べし。肉は食ひ物、または滋養物に用ひ、脂は蠟燭シャボンに製し、革は杓あるいは手袋に製す。皮は嚴寒を防ぐ上着に用ひ、腸は楽器の糸に製し、乳は大有力の慈養薬にて、都て神経の疲労、そのほか労症のものに用ひて大なる功あり。小児に用ゆるは最も宜しきよし。斯く用方の多き物なれば、何とぞ我国にて盛大に畜立たき物なりと。

とみえている。この記事から察するに、まだ民間において緬羊のなにかをも知られておらず、そのために新聞記事も、その緬羊と羊毛との利用法について詳細にのべているが、これもおそらくジョンズなどからの聞き書きによるものとみられる。ただここではアメリカ人ではなく英人と誤って記事にしているのであるが、これもどのような人でも外国人とみることの多かつた時代であり、アメリカ人とイギリス人を区別することの認識はできなかつたこととみてよい。

またこのころ国内を牧羊適地をもとめて、国内旅行しているのであるが、この途上において、民間の貧困者を助ける美談が新聞に掲載されている。これは、明治8(1875)年の8月ごろのことであるから、おそらくジョンズは、内務省勸業寮の役人に採用されて、7月3日には、岩山敬義ほか、11名の一行が東京をたち、海路をへて館山に上陸し、安房郡の大貫山と嶺岡牧場を視察し、ついで千葉をへて成田にいたり、元佐倉七牧を巡視したのち、茨木県と栃木県の候補地を視察したのち、7月26日に帰京している。この栃木県の視察地は、那須郡大輪地、および西ノ原であるが、その牧羊予定地については、すでに明治7(1874)年後半に、現地調査しており、明治8(1875)年1月23日には、調査報

4) 『訳稿集成』第61冊巻18 大隈参議宛「ジョンズ」書簡(一八七五年一月二十三日東京)下野、常陸等ノ諸州ニアル荒地ニ付テノ事。

告の書簡を大隈重信参議に提出しており、すでに牧羊場の候補地として選定していたものであった。そしてこの度は、その候補地の実情を確定するために行われたものである。

この新聞記事は、このときの調査地の視察のときの事件をつたえるものである。それは現地において、多産のために困窮している女性がいたので、それにあたたかい手をさしのべようとしたものである。新聞では後日談があるために、実際に取り扱われた記事は、ようやくその年の暮れになって掲載されることになる。

明治8(1875)年12月4日の『朝野新聞』によると⁵⁾、

○開拓使御雇のジョンズといへる外国人は、至て慈悲深い人にて、今年八月頃、栃木県下を巡回せしとき、塩谷郡島野村にて一人の女が二人を児を懐ろに、抱いて働きおるを見て、如何なる者ぞと尋ぬるに、同村の与助といふ百姓の女房にて、元より貧窮なる上、近頃、二タ子を産み、愈困つて居るを聞き、甚だ不便に思ひ、金五円を施こし、また氏家駅にて、米四俵を買ひ、態々其家に贈りたるが、帰京の後も、猶彼の貧窮ものゝことを思ひ出して、不便に堪えざるや、去る十一月十日金十円を逋送して施し与へたるにぞ、村中近在は言ふも更なり、旅人の其処を通行する者迄、此事を聞き、ジョンズ氏の恩徳を感じざるものなしとのことなり、誠に世に珍らし奇徳な人ではありませんか

ここでは、ジョンズは、開拓使の御雇となっているが、これは牧羊適地視察のことから、土地開拓の官吏と勘違いをしたのであろう。とくに何をするのか不明であるときに、現地では、北海道開拓のことしか頭になかったものとみられる。

またアップジョンズは、各地から集められた「牧羊生徒」を訓練した⁶⁾。こ

5) 『朝野新聞』第683号 明治8(1875)年12月4日 第1面第4段、第2面第1段

6) 明治8年8月31日〔乙第110号〕達 府県 牧羊場ヲ設ケ生徒入場概則ヲ定ム
明治8年9月23日〔乙第121号〕達 府県 牧羊生徒精撰ノ儀ハ 差向府県一名宛取調

れは『命令書』第七條によるもので、「ジョーンズ氏ハ其勤務スベキ牧羊場へ出勤ノ折ヲ以テ勸業寮ヨリ人撰シタル五十名牧羊事務ヲ通曉ナラシメントノ見込ヲ以テ場中牧羊事務ノ仕様ヲ詳ニ伝説スル事トス」とすることであった⁷⁾。もともと牧羊生徒は、技術伝習生であり、3年間の修業を終えたのちは、もとの出身地にかえり、地方における勸業政策の一環としての牧羊事業をひろめるため、技術者として就職することになってはいた。しかしながら各地における牧羊事業は、遅々として進まず、それに生産される羊毛についても、良質の羊毛が望めなかったため、彼らの修業成果はあがらなかったといつてよい。この修業期間のあいだ、アップジョーンズは、補助者のリーとともに熱心に教育したのであった。

アップジョーンズに関係する史料としてここに掲げるものは、明治10(1877)年10月30日に、勸農局長松方正義が下総牧羊場に出張し、種畜場長岩山敬義とともにアップジョーンズが牧羊生徒に試問したときのことを記録したものである。この全文は、『下総種畜場問答筆記』(明治14年10月刊)にすでに要約して掲載されており⁸⁾、また下鳥正憲氏がすでに雑誌『羊毛』に紹介しているのであるが⁹⁾、ここではアップジョーンズの実際の教育の成果をものがたる関係文書とし

勸業寮へ開申セシム

明治12年4月16日〔乙第19号〕達 府県 (京都府新潟沖繩両県ヲ除ク)

明治九年徴集牧羊生徒卒業帰県

- 7) 『太政類典』第2編第66卷 外国交際9 外客雇入3 第27号文書 明治8年5月8日
1. 米人ヂョンス及レーテムヲ雇入
『命令状』第七條
- 8) 『下総畜場問答筆記』農商務省農務局 明治14年10月刊 50-63ページ。
ここでは、明治14年第2回内国勸業博覧会での質問に答えるため、準備された小冊子のものであるが、牧羊生徒であった河合美清の解答要領は、前述の下総牧羊場でのアップジョーンズによる問答を要約したものである。
- 9) 下鳥正憲「牧羊生徒試業録」『羊毛』第2巻第5号 昭和24(1949)年4月25日 23-26ページ。

引用文は、すべて平仮名に書き改められているが、原文にたいして「5行」の脱落があるので、ここではすべてを掲載することとした。

て全文を掲載することにした〔史料1〕。

この試問の内容は、緬羊飼育に関係するもので、試問事項はすでに十分に学習したものとみえ、非常に簡潔に要領よく回答している。その方法は、試問に工夫をこらして、飼育方法を主にしたもので、羊病・剪毛・牧場管理・飼料などであったが、これらの試問について、各府県から派遣された生徒にたいし、個別に、質問事項を達える方法を取り、ジョンズはその回答にたいして、正解をあたえ、ときには解説を加えている。そして岩山は、これに説明を追加することもあった。おそらく英語によったものとみられ、これを生徒監督の後藤達三が記録しているが、こんごの教育資料として問答集として残しておくためであったとみてよい。そして小冊子にしたのは、今後入場してくる牧羊生徒への参考に供するためであった。

ただここで問題となるのは、このときすでに中国から輸入した「支那羊、あるいは蒙古羊」に疥癬が蔓延し、さらにオーストラリアから輸入したメリノ種にひろがったとき、どのように処置すればよいのか、判断に迷うありさまであり、十分に活かされなかったものとみてよい。

このことに加えて、これは牧羊事業につかわれる「護羊犬」を野犬から区別して保護することと、そして野犬から緬羊の被害を最小限に、防止することであった。この地方は、まだ開拓の手が行き届かず未開の荒地であり、野犬が跋扈して緬羊を食い荒らすことから、被害から防御することであった。

国内の処理には、アップジョンズは同年5月に『狼犬取締の報告』なるものを執筆し、これを戸長に伝えることにした。これには彼の牧羊にかける意気込みが感じとられるのであり、格調高い文章で書かれている。そして実際に「緬羊」をみることの機会がないものにとっては、現在、牧羊場において見学することができるので、とくとその種類・性質をみていただきたい、としている〔史料2〕。

これには国内の処理だけにはとどまらず、この時、外国生が狩猟のために旅行してこの地を訪れることがあり、牧羊事業が行われていることを、各国の領

事に通告しておくことが必要であった。そのため国内のものより、おくれるが同年10月1日から施行する『牧場四辺野野犬獲殺規則』をそえて、9月9日に、千葉県令から寺島外務卿へ上申され、各国公使に通知された〔史料3〕。

そして各辻には、和・英・仏語でかかれた「掲示板」が、配置された。現在、「三里塚御料牧場記念館」に展示されている掲示板に書かれた全文は、つぎのようであった。

茲地ハ内務省勸業寮直轄牧畜場ニ接近スルヲ以テ野犬獲殺規則ヲ設ケ無主ノ犬ハ勿論飼養主之アル畜犬タリトモ散逸スルトキハ直ニ獲殺セシムヘシ依テ内外国人通行ノ際犬ヲ携フル者ハ繩索ヲ以テ之ヲ牽キ放逸セシムレハ其犬獲殺ニ逢フトモ抵償等ハ都テ請求スヘカラサルモノトス

右揭示候事

明治九年十月一日

千葉県

Being close by the pasture ground under the direct control of the Agricultural Bureau of Naimusho, it is hereby noticed that all doings, either wild or domestic when let alone, shall immediately be caught and killed. All persons hereby are required to hold their dogs with a rope and not to let them be free. In case, by the neglect of the master, his dog will walk at large, though the dog shall be caught and killed, he shall have no right to claim the restitution for the dog so caught and killed.

Les Autorites de la localite font savoir par la presente notice que cette partie etant tout proche des Champs du paturage de kwanguiourio (Commission de l'Agriculture) de ministere de l'Interieur, la prefecture vient d'etablir les reglements pour saisir et tuer tous chiens sauvages ou domestiques qui erreront dans ces environs. Ainsi les Japonais ou les Etrangers, qui passeront ici avec chiens devront les tenir par cordes afin de ne pas leur permettre de s'errer. Dans le cas contraire quoi qu'il arrive que ces chiens soient saisis et tues leurs maitres n'auront droit a aucune reclamation. Le 1er octobre ge annee Meiji prefecture de Tchibaken.

〔表〕1. 「野犬獲殺についての揭示文」(明治9年)横田正雄氏寄贈 三里塚御料牧場記念館蔵

このことはアップジョンズが、牧羊事業の経営を受託したときから、この事業が国際的に承認される一大事業にまでもっていかうとする意気込みがあったとみられる。それは勸業寮雇の御雇外国人ではあるけれども、実質的にはすべての牧羊事業を委託されているわけで、その事業の成功に全勢力を傾倒していたのであった。そのために、このような辺鄙な下総の地方にまで、外国人が旅行することを見越して、四通の辻にまで、仏英和の三通りの掲示をする必要があったのか、ということである。直接的な目的は、外国人がこのような牧羊事業に従事していることを内外に公表することであり、その外国人とは、いうまでもなく、アップジョンズ自身であり、それが引いては自分個人に注目をあつめることを示すことが第一のことではなかったのではなかろうか。

もちろん野犬による緬羊の被害を防止することが第一の目的であったが、直接的には、周辺地域の人たちへの周知徹底であり、それもこの当時において文字の読める人たち、つまり「識字率」は低かったものとみてよいから、このような英仏和の三通りの掲示が、どれだけ効果があったかについては、むしろ疑問であり、どれだけ国際的な重要な事業であるかを、むしろ誇示することになったのではないだろうか。

2. アップジョンズに負傷を負わせた犯人

この犯人について、当時の新聞紙上に現れた記事からみると、付近に居住する藤崎慶次郎(34)と、藤崎志明(20)の両名が犯人であった。藤崎慶次郎は久能村の戸長（副戸長ともみえる）であり、下総牧羊場の開設にも尽力をつくしており、アップジョンズもよく知っている人物であった。このことについて、現在でもくわしく事件に関係した人物について、一般に公表されていないので、ここに当時の新聞紙上に現れたものを、まず集成することにしたい（なおここでは句読点をつけ、読みやすくした）。

〔記事〕01. 『東京日日新聞』明治11年9月2日第2024号 810頁3段

○去る卅日の夜半ごろ、千葉県下の牧羊場へ出張し居たる御雇外国人某氏の旅寓へ、二人の強盜おし入り、某氏及び横浜より遊びに来て泊り居たる米国人に傷付たるまゝ逃亡たるよし、幸いに両氏とも格別なる傷にてはなかりけれども、直ちに佐倉より医師佐藤某を招きて手当をなし、内務省にても其由を聞くゝが否や、衛生局の医員を遣して治療を施されたるよし、或は云ふ同夜二時ごろ、伊藤内務卿及び前島内務少輔が不時に警視局へ出頭せられたるも、此件に付きてのことなりと。

〔記事〕02. 『東京日日新聞』明治11年9月3日第2025号 814頁2-3段

○去月三十日の午前一時すぎ、下総国印幡郡十倉村なる牧羊場に在勤する勸農局御雇の米国人アアップジョン氏の宅へ三人の強盜押入り、同氏に疵を負せし事は、昨日の紙上にもあらまし記載せしが、猶より探訪するに、其とき泊り合せて同じ疵を受けたるは、司法省御雇の同国人ルスセル氏にて、強盜は其まゝ逃去りたれども、手配り能く行届き、忽ち二人を捕えて糺弾するに、同郡久能村の農民藤崎慶次郎、同志明と云へるものにて、全く同氏の所有金あるを知り、奪ひ取らんとての業なりと白状したりと、猶ほ同類もある由なれば、昨今は厳密に探索せらるゝよし、該場は巡査の巡行も極めて厳かなれど、同氏は自から望みて場の裏の方へ遠く隔てゝ居宅を構へられしゆえ、強盜等は夫へ付け込しならん、併し兩人ともさしたる重手ならねば、命ちに別状はあるまじと聞けり(昨日佐倉の医師佐藤某とせしは全く陸軍々医佐藤舜海君なりしと)。

〔記事〕03. 『東京日日新聞』明治11年9月5日第2027号 822頁2-3段

○千葉県下印幡郡十倉村なる牧羊場の御雇ジョンス氏に傷けたる賊は、同郡久能村の平民にて、藤崎慶次郎、同志明の兩人なりし事は前号にも記せしが、当時この急報の在勤官員より千葉県庁に達するや否や、岩佐大書記官(県令は不在なりしと)直に藤田一等警部に令し、探索掛并に千葉病院の医師を引連れて出張せしめられしかば、藤田氏は該地に赴きて佐倉警察署詰の武藤八等警部に謀りて、厳密に手配りを成し、其踪跡を探偵せしうち、慶次郎、志明は兼てよ

り悪者の聞えあれば、竊に探索掛りに命じて兩人の様子を伺いしむるに、志明の右の手に疵あるを知り、三十日の午後五時ころ遂に兩人を捕縛し、厳しく糺問ありしに、果して兩人の所業にて、同人の宅に押入らば一千円余の金は手に唾して奪ひ取るべしと手を下せしに、思ひきやジョンズ氏のみか、泊り合せしルスセル氏まで力を併せて拒ぎしに付き、疵を負はせたるまゝ、一文をも取り得ずして逃げ去りたりと、白状せしよし、慶次郎は今とし三十四才にて、去る明治八年の頃は、久能村の副戸長を勤め、牧羊場開設の砌も、殊に尽力せしものにて、ジョンズ氏も能く知れりと、又た志明は今歳まだ廿才なれど、慶次郎に劣らぬ悪徒なりと、常に村人にも爪弾きせられし無残の輩なりと云ふ。

〔記事〕04. 『東京日日新聞』明治11年9月13日第2034号 850頁3段

○横浜在留の外国人にて、此ごろ下総の牧羊場なるジョン氏并にルツセル氏を見舞し者の話を聞くに、ジョン氏は稍々快方にて、少しは身動も叶ひ言語も確かなれども、未だ病牀所に在りたれども、快愈案外に早く既に歩行も自在なれば、今より一二週間も立たば裁判所へ出勤せらるべし、扱て両氏の負傷に付ては日本政府の注意到らざる所なく、勸農局の岩山君は、騒動の後ち日夜牧羊所に止宿して患者の治療に尽力せらるゝよし、又た二三日前の夜ジョン氏の居宅を距ること凡そ三マイルなる七重の或る人家へ、四人の強盗が手に手に凶器を携へて押入り、多少の財産を掠めて逃げ失せたり、右に關し縛に就きたるもの八人あり、其内の二人は曩にジョン氏の家に乱入せし強盗の党類なるべしと云へり(ガゼット)

〔記事〕05. 『東京日日新聞』明治11年9月26日第2043号 886頁4段

○本紙二千三十四号の報告に、ガゼット新聞より抄訳したる下総の牧羊場にて不慮の難に遇ひしジョンズ、及びルツセルの両氏を見舞し人の咄しの末に、其の二三日前の夜に同氏の宅を距ること三英里ほどなる七栄村の或る人家へ強盗押し入りしが、此ごろ縛に就きたるに、其内二人は曩にジョンズ氏の家に乱入せし強盗の党類なるよし、云々とあれど、右は全く無根の説なり、すでに前号にも記せし如く、此の両氏に傷けたる強盗は三人にて、其の二人は即日縛に就

き、他の一人ものち三四日を経て捕縛せられ、追々取調べらるるに、此の凶賊の党類は十人ほどありて、三四年前より印幡郡辺を徘徊し、所々にて強窃盗をなせる旨申し立てけるにぞ、余党を厳しく穿索して、遂に八名を縛し、余の二人も此ごろ専ら搜索中なれば、遠からず縛に就くなるべし、尤とも昨十年の一月中に右の七柴村なる吉田藤吉がたへ四人の強盗押し入りし事ありしゆえ、這般の賊を取調ぶるに、果して此の夥伴の所業なるよし白状に及びたりと云へり、彼のガゼットに訳せし咄しは是等を聞き訛りなるものならんと、該地よりの報なれば正誤かたがた爰に記しぬ。

〔記事〕06. 『東京日日新聞』明治11年10月4日第2050号 914頁2段

○去月三日の紙上に記せし、下総国印幡郡十倉村牧羊場の御雇ひ米国人アップジョン氏の宅へ押し入り、同人并に泊り合せし司法省御雇ひ同国人ルスセル氏へ疵を負はせし、藤崎慶次郎、同志明の兩人は、段々糺問ありしに、党類も十四人ほどありて、是まで強窃盗の科を犯せしこと少からずと、尤も十四人の者も此ほど残らず縛に就きしと云ふ、又たルスセル氏の疵も既に平癒し、先月横浜へ歸りて常のごとく事務を扱ひアップジョン氏も追々快方へ赴き、最はや居宅の近傍を歩行するまでに至りしとぞ。

〔記事〕07. 『読売新聞』明治11年9月1日第1089号 第2面第2段

○一昨日のあさ、下総の内務省牧場お雇ひの外国人の家へ賊が忍び入って、外国人を切害して直に逃たといふのは物騒な話し。

〔記事〕08. 『読売新聞』明治11年9月3日第1098号 第3面第1段

○一昨日の新聞へ出した下総の牧羊場に居るお雇ひ外国人アップシヨンス氏の家へ賊がはいった一件をよく聞くと、三人の強盗が抜刀を提げてはいり同氏は肩其ほかとも都合八ヶ所の疵を請けられたが、命に障るほどのことではないといひ、また同家へ逗留して居た横浜裁判所のお雇ひ外国人のアトルフ氏も手疵を負はれたが、是も格別のことはなく、此賊は其夜のうちに捕縛に成り糺されると、同国印幡郡久能村の藤崎慶次郎と同志明の兩人と外一人にて、全たく金を取る積もりで這入ったのでありますと。

〔記事〕09. 『郵便報知』明治11年9月1日第1680号 第2面第2段

○去る三十一日の午前二時頃、千葉県下下総牧羊場御雇米人ジョンスの宅へ面を覆ひし三人の曲者、凶器を携へて押入りしが、矢庭に家婢を捕へて厳しく縛め、ジョンスの臥戸へ躍入り、同氏を囲みて滅多矢鱈に切り付たり、折から避暑の為め来合はせし横浜裁判所の御雇訳官ラッセル氏は、此の物音に驚き、何事ならんとジョンスの臥戸へ近よる途端、一賊躍り出て真向に切掛るを、左の手にて支へんとして疵を蒙りたり、此の騒動の間を窺ひ、家婢は漸く縛めの縄を脱出て、賊あり賊ありと大音に呼はりしにそ、曲者等は所持の刃を打捨て、雲を霞と逃失せたり、ジョンスは頭より体に掛け六ヶ所の重傷に生命も危ふかるへしと云、依て翌日米国公使館書記官は医員を伴ひ彼地へ向け出発されぬ、然るに此賊の目途は殺傷なるか、又奪掠の為めなるか、未だ知れざるとも、一も紛失の品はなかりしと、是に因て前島勸農局長より見舞状を送られしと云ふ。

右に付、不取敢ず東京大学医学部教師独人ドクトル、シユルテエ并に陸軍々医監佐藤進の両氏が出張して治療されし由。

〔記事〕10. 『郵便報知』明治11年9月3日第1681号 第2、3面第4、1段

○去る卅日の夜一時過、下総国印幡郡十倉村の勸農局所轄牧羊場内に居住の同局御雇米人アップジョンス氏が宅へ凶器を携へし強賊三名押し入り、同氏并に前日来止宿する司法省御雇の米人ルッセル氏へ傷を負はせ金銭をも得ずして逃げ去りし賊のことは、既に昨日の紙上へ掲げ置たるが、此報を聞くや千葉県の警察官吏は東西に奔走し草を分けて踪跡を搜り、早くも二賊を捕縛して調べらるゝに、千葉県下々総国印幡郡久能村の平民藤崎慶二郎、并に藤崎志明とて、全くジョンス氏が貯蓄の金銭を奪はん為めに押し入りしに、其夜連行の者一人、外に同類も有る由を白状したれば、尚更嚴重探索中なりとぞ、又ジョンス氏の傷は顛頭、右肩、右胸、其他左腕等合せて大小八ヶ所、ルッセル氏は尤も微傷なればいつれも生命には関せざる趣。

附言 藤崎慶二郎は、元と戸長をも勤めしかど、不良の徒にて配下の人望薄

く遂に退役せしものと云。

〔記事〕11. 『郵便報知』明治12年1月8日第1781号 第1面第4段

○昨年強賊の爲め、重傷を負ひし勸農局所轄下総国の牧羊場に居住の同局御雇教師米人ジョンス氏は、いまた其疵傷全癒せざるに付、内務省より更に文部省へ照会済にて、東京医学部御雇教師ドクトル、シユルチェ氏の治療を受け、此上とも厚く療養を加ふる様にと昨日同氏へ達せられたり。

〔記事〕12. 『朝野新聞』明治11年9月3日第1497号 第2面第1段

○下総国印旛郡十倉村勸農局所轄牧羊場内同局御雇米国人アップジョン氏の宿所へ、去卅日前一時過ぎ、強盜三名抜刀にて押入り、同氏并に來客横浜滞在米国人ルッセル、アドルフ氏に疵を負ハせ逃去りたるが、右強盜の内、即日兩名捕縛に就き、糺問有りしに、同国同郡久能村の平民藤崎慶次郎、同志明といへる者にして、全く外国人の所有金を奪はん爲めの所業なりと白状し、今一名外に同類も有るに付探索中、又兩米国人の疵ハ陸軍々医佐藤舜海君、勸農局御雇岡田健道君が治療を施されしに、アップジョン氏は頭後背部、胸部、右腕膊、左掌等数ヶ所の疵を受け足れと、何れも生命に関ハるまじといふ。

〔記事〕13. 『横浜毎日新聞』明治11年9月3日第2330号 第2面第2-3段

○下総牧羊場御雇の米国人ジョンス氏の住所へ去る三十日午前二時頃、何者とも知れざる賊三名面部を覆ひ凶器を携へ忍入、突然下僕共を捕へて猿轡を箝置き、抜刀してジョンス氏の寢室へ踏込み、蚊帳の上より切付る物音に、隣室に臥りたる客人の本港裁判所御雇の米国人ラッセル氏が目を覚し、何事ならんとジョンス氏の寢室へ這入らんとする際、一名の賊が切て懸るを防がんとして左の手に疵を蒙りたれば、同氏ハ始て凶賊なるを悟り、自分は幸ひ日本刀を所持し居ることゆへ、是を取出し来らんと振向く拍子に背後より復た二の腕へ切付られ、駈立つる間にジョンス氏の雇妾某は辛く其場を脱出して人殺々と叫ぶ声に、賊は残ず逸失たり、因て夫よりジョンス氏の疵傷を改め見るに、頭部面部を始め、其外とも都合六ヶ所の重傷にて余程危険き模様なれば、早速此旨を東京なる米国公使館へ届出、同館にてハ即刻書記官一名、医師一名に出張を命

じたり。尤も此賊輩ハ未だ何者か判然せざる由なれど、街説に拠れば、多分牧羊場に雇役さるゝ者共が、何か遺恨ありて為したることならんと由なるが、此開明の世に際し、尚ほ野蠻家の跡を絶ざるハ実に嘆かわしきことなり。

〔記事〕14. 『横浜毎日新聞』明治11年9月4日第2331号 第2面第3段
○前号に記載したる千葉県下々総国印幡郡十倉村なる牧羊場に在勤する勸農局御雇米国人ジョンズ氏并に司法省御雇米国人ラッセル氏を殺害せんと計りし凶賊等ハ、両氏に疵を負せたる儘、逃去りしが、早速夫々へ手配を為し、既に二名を捕縛して糾弾ありしに、同郡久能村平民藤崎慶次郎、同志明と云へるものにて全く金員を奪取らんと所業なりし旨を白状したるに由て、直ちに其筋へ護送し、尚ほ同類を厳に探偵中なりと、又洋人兩名の疵傷ハ余程の重傷なれども、佐藤舜海君の診察を受け目今治療中にて、命に関する程のことにハあらざる由。

〔記事〕15. 『横浜毎日新聞』明治11年9月13日第2339号 第2面第3段
○先頃、千葉県下に於て強盜の爲め、重傷を帯ひしジョンズ及びラッセルの両氏ハ、追々治療の効ありて快気に赴く由、又勸農局官員岩山氏ハ右兩名の療養に殊の外力を尽されしと、此程下総の牧羊場より帰港せし外国人某氏の話し。

〔記事〕16. 『横港毎日新聞』明治11年9月13日第2339号 第2面第3-4段
○また牧羊場より一里余距りたる七重村は、兩三日前四名の強盜各手槍を携へ人家に押入り、物品数多奪ひ去りしが、其後天網遁かれ難く、終に同類とも八名捕縛されしが、是もジョンズ氏の居宅へ押入りたるものゝ徒党なりとか。

このような一連の新聞記事からみると、久能村の戸長(あるいは副戸長ともみえる)であった藤崎慶次郎と、藤崎志明の兩名の所業であることは明白であり、当時の新聞講読者ばかりでなく、一般の世間にも、その氏名はひろがっていたものとみてよい。そして彼らは、非常に世間的につまはじきされる人々であり、それも徒党をくんで強盜にはいったものであり、つね日頃から、行動を非難されるような人物であったとみられる。

藤崎慶次郎が、戸長、または副戸長であったかを確認するためについては、明治6（1873）年3月の『大区頭取小区正副戸長給料割附帳』と、明治7（1874）年11月の『久能村費用日記』によって、二つのいずれの文書にもこの藤崎敬二郎の姓名が登載されている¹⁰⁾。

藤崎道太郎・藤崎勝右衛門・藤崎敬二郎・藤崎藤之助・藤崎半平・藤崎友十郎・藤崎伊右衛門・藤崎□□□門・藤崎善助・藤崎□兵衛・藤崎八右衛門・藤崎倉治

などの人物（登載順序は、『費用日記』の記載順による）が浮かび、いずれの文書にもこの藤崎敬二郎が登載されている。

当時においては、姓名の呼称は同じであっても、これを書く時には、まちまちで統一がとれておらず、この場合でも文書の上では「敬二郎」としていたのであるが、このように新聞などにでるときには、それを当字の「慶次郎」として掲載されることになったのであろう。

3. 『成田市史』における史料の掩蔽

ここで二人の傷害事件は、世の注目をあびることになるが、政府は、この事件が外交問題にまで発展することを極力おそれて、政府上層部は、公式文書である報告書から抹消することに懸命であった。

このようなことは現在でもつづいているようであり、なるべく郷土の不祥事を、公表しないように努めている事実がみられ、『成田市史』資料篇「経済・政治」でも、姓名の公表を避けようとしている事実がある。

国立公文書館に所蔵されている『公文録』からアップジョンズの負傷についての関係文書のうち、下記の文書について、

『公文録』明治11年9月 内務省第7号文書

「下総牧羊場在勤米国人デー、ダブリュー、アップジョンズ氏外一人凶賊

10) 『富里村史』史料集Ⅱ 近代・現代編 富里村史編さん委員会編 富里村 昭和54年3月20日

人チ一、ダブリュー、アツプ、ジョンズ居住之官舎へ去月三十日午前第一時頃、何者共知レス兩三名面部ヲ覆ヒ、白刃ヲ相携へ竊ニ押入、同人雇僕婢ヲ悉ク強縛致シ、夫ヨリ寢室ニ踏入、同人並ニ同舎へ滞在致居候司法省雇米国人ルツセル、アドルフへ負傷セシメ逃去候旨、同所在勤之官員等承リ届即時駆付候所、兩名共其場へ倒臥候ニ付、早速治療方へ勿論、該場四隣警察署へ為致急報置候所、同日午後第八時頃、同郡久能村平民藤原慶次郎同姓志明各自於テ捕縛、推問之末全ク金錢掠奪之為メ押入候折柄、前外人共突然相覺メ騒立候ニ付、其場不得止及刃傷候所、終

臥候。付早逆治療方ハ勿以同該場四隣警察署へ為致急報置候所同日午後第八時頃同郡久能村平民藤原慶次郎同姓志明各自宅ニ於テ捕縛推問之末全ク金錢掠奪之為メ押入候折柄前外人共突然相覺メ騒立候。付其場不得止及刃傷候所終。ハカウ被奪取持奪者越意不相違致候。存其其候越意不相違致候。官其其候越意不相違致候。山牧義其候越意不相違致候。不取敢其候越意不相違致候。看護其候越意不相違致候。長其其候越意不相違致候。

図 1. 『公文録』の関係部分¹¹⁾

図 2. 『成田市史』資料篇の関係部分

之為負傷之義上申]

の抜粋ではあるが、『成田市史』資料篇に収録されているが、このうち「上申書」の内容の一部を同じように並列させたのが、図 1. と 2. である。これから分かるように、公文録では、姓名を明記しているのであるが、市史にあっては、これを意識的に伏字として取扱い、「虫食い」などにより判解不能であったとするような「伏字」として扱っているのである。これが人権問題として姓名の公表をはばかれるような行為であるならば、これに関係する文書を収録しないのが、よいのではないだろうか。これをあえて収録するのであれば、小手

11) 『公文録』明治11年9月 内務省第7号文書

「下総牧羊場在勤米国人デー、ダブリュー、アッジョンズ氏外一人凶賊之為負傷之義上申]

『太政類典』第3編第17巻 第2類外客雇入

1. 下総牧羊場在勤米国人チー、ダブリュー、アッジョンズ外一名凶賊ノ為メ負傷内務省上申

先を労するような掩蔽する細工をせずに公開するべきであろう。このように姓名の一部を、あえて伏字にする理由は、どこに存在するのであろうか。このことは人権問題としての配慮ではなく、むしろ掩蔽工作といわねばならない。

成田市史の編集委員会が、どのような編集方針をもって市史の編集にあっているのか明らかでないが、このように史料を忠実に掲載することを避ける理由は、どこにあるのであろうか。たしかに「藤崎」なる姓は、この地方に多い姓であるのは事実であるが、犯罪者にたいする掩蔽的処理とは別の問題である。行政文書の「公開」を原則にされるのであれば、史料集では、ことさらこれを伏字とすることなく、事実をそのまま明示することが史料集としての価値を高まらせることになるのではないか。

4. シュルツの出張治療

このとき東京大学医学部御雇外科教師シュルツ(Emil August Wilhelm Schulze)は、負傷した翌日の9月1日に、吉田貞準(助教)をとめない、下総に出張して治療にあたることになる。そして治療経過をみるために、約40日のちの10月19日に、ふたたび下総を訪れ、治療にあたっている¹²⁾。

10月19日の往診については、公式文書では、「負傷候後、創痕兎角快癒ニ赴カス候」という状態であったので、内務省勸業寮から医師の往診の依頼申請があり、それに基づいて文部省を経由して東京大学医学部のシュルツに出張命令がなされ、『外国人内地旅行免状』が外務省により下付されたのち、下総に「往診」するために出張するというまわりくどい手続きを経ることになるわけで、アップジョンズは、この10月20日の段階では、まだ順調な回復状態にはなかつ

12) 『公文録』明治11年9月文部省第82号文書

1. 東京大学医学部教授独逸人ドクトル、シュルチェ氏旅行之儀上申
『公文録』明治11年10月文部省第22号文書

1. 東京大学医学部教授独逸人ドクトル、シュルチェ氏旅行之儀上申
『東京大学医学部第五年報』(明治10年12月～11年11月) 医学部総理池田謙齋
「内外教員ノ事」

たのである。

このときシュルツ夫人から、その母にあてた1878（明治11）年10月23日づけの手紙のなかで、そのときの出張事情をのべているのであるが、「(前略)土曜日と二十日の日曜日の二日間、私は再び一人きりになりました。その寂しさをご想像ください。と申しますのは、ヴィルヘルムは、先ごろ襲われたジョンズ氏の傷をもう一度診るため、下総へ行かねばならなかったからです。(中略)ヴィルヘルムは日曜日の夜十一時ごろ、とても疲れて帰ってきました。私は彼がこんなに早く戻ってくれたので大変喜びました。長い道のりでしたし、道路の状態もひどく悪かったからです。もちろん、食事とか宿泊などの費用は患者持ちでかからないのですが、診察料は無料で、同行した看護婦や通訳もお金はもらえませんでした。しかし、大臣の感謝状と二反の絹織物が入った箱をいただきました。それは、あなたの黄色い箱のように大きくて重いものでした。うち一反はダークブルーで、もう一反は黒と白の小さな碁盤縞のものでした。その道の専門家は、それぞれ一反四十五ドルの値打ちがあるといっていました。あとで私の豪華なドレスを作るのに用いるか、お土産にいたしましょう。人のよいヴィルヘルムは、その診察の旅で何も得ませんでした(後略)」と記している¹³⁾。

ここでは負傷ののち、10月19日(土)と同20日(日)の2日間にわたって、アップジョンズの都合により、下総まで往診することを要請したのであろう。その旅行は馬車であったとみられるが、道路は悪くて非常につかれたものとみえ、19日は下総に泊まったのち、明るる20日に帰京したのであるが、登戸までの往復に、船をつかったとしても、むしろ強行の旅であったとみられる。当然のこと外国人の国内旅行については、『外国人内地旅行免状（許可証）』を必要とし

13) トスカ・ヘゼルキール編著、北村智明／小関恒雄訳『明治初期御雇医師夫妻の生活』玄同社 昭和62年6月27日 101～2ページ。

なお手紙には、10月19日、20日のことのみを記す。上記の文献には、谷垣康弘「下総御料牧羊場ができあがるまで」『日本獣医史学雑誌』第14～21号1980～87(日本獣医史学学会)をあげるが、この文献には、アップジョンズの負傷について何も述べるところがない。

た。その許可のもとに出張したのであるが、何分とも往診のための費用は、自己負担となっているのは理解しがたい。ただシュルツの妻が述べているように、その代価として高価な絹織物が贈られているのであって、当時の外国人がつねに報酬が貨幣でもって支払われるという貨幣経済が、すべての世界で存在するとみるような西欧的な考え方が、この当時の日本では通じなかったのである。それにたいして日本側の態度として、すべてを金銭で処理する現実におこなわれつつある報酬方法を、例外的な「往診」という行動にたいして適用することは、むしろこの際、避けるべきであるという事情があったのではなかろうか。それよりもむしろ何か品物を贈ることにより処理することが、その感謝の印の表現として、もっとも適当とみたのである。このような日本の慣習を、外国人であるシュルツの妻には、到底、理解できなかったのである。そこには旧来からの贈答品でもって処理しようとする「贈与経済」のなごりが、貨幣経済の進展するなかにあって、ここに併存していたとみてよい。ここに貨幣がすべての対価としての支払手段でなければならないという近代的な西欧の考えかたとのあいだにギャップが存在したのである。

5. アップジョンズの帰国

彼の解雇の時期については二説があって、明治12(1879)年4月とするものと、6月とするものがある。なに故、このような二説が生じたかというならば、会計上における給与の計算の時点が、現実に4月とするものであり、実際の帰国からするならば、6月としなければならない。このような現実との食い違いにより、解雇時期が分かれることになるのであろう。

またこの理由についても、本人の事情によるものとするものと、むしろジョンズのような人物を必要としなくなったとする経営上の問題としてすりかえるものが見られる。これらは公式の文書からは、解雇の理由を述べるところがないので、負傷との関係を極力避けようとするにであったものとみることができる。

この明治12(1879)年6月におけるアップジョンズの負傷の回復状況には、二つの見方がある。それはもうすっかり回復したので、今後、下総牧羊場に復帰するのであるとするものと、傷が治らないために復帰は困難ではないかというものである。このことについては新聞の編集方針にもよるところが大きい。

たとえば『郵便報知』では¹⁴⁾、

○勸農局の御雇たりし米国牧羊師ジョンズ氏の下総に在りし夜、強盗の刃に数ヶ所の痕を被りしことは其頃の紙上に記載せしか、其後追々傷痕も平癒すれども、特に右腕のみは余程の深手なりしと見へ、今に碎骨の肉中に止りて撤せされは、微く痛傷を覚えるのみならず、皮膚全く麻痺して左なから他人の手に触るゝの思ありとて筆を採るも七を執るも皆左手なれば、其不自由いわん方なし、斯る有様なれば、政府にても氏労苦の種を諒承ありて、厚く物を賜ひ期満たさるも遂に雇を解かれたるにして、氏は深くも我政府の厚意を感謝し居らるゝといふ。

としてアップジョンズの負傷の状況から退職をせざるを得ない状態に追い込まれたことを述べているのであるが、このような同情的記事は、これ以外には、みることができない。

このとき『下種畜事業問答筆記』では、「○綿羊ノ我カ風土ニ服スルト看護者ノ管理稍熟達スルトニ因リ、傭米人ジョンズノ約ヲ解キ同年四月中帰国セシム」とあり¹⁵⁾、この記事について、『種畜場記事』では、「○綿羊ノ我風土ニ帰化スルト、看護者ノ管理稍熟達スルトニヨリ、雇米人ジョンズノ約ヲ解キ、同年四月中帰国セシム」と同一文章で述べられており、解雇理由は、綿羊の飼育に成功することにより、外国人の手を借りなくてもよいとの理由を打ち出している。これが明治十四年当時の政府側のみかたである。ところが大正期にはいると、『下総種畜場史蹟資料』などでは、「然るに牧羊事業は、当所の所期と反

14) 『郵便報知』第1920号、明治12年6月24日第24日第3面第1段。

15) 『下総畜事業問答筆記』農務局下総種畜場 明治14年10月 50-63ページ。

し、到底、予期の成績を得べくもあらざるを以て、十二年四月、遂にジョンズを解雇し」とみえていて¹⁶⁾、解雇理由についての経時的变化をものがたっている。

しかしこれも一般への公表であって、それ以前の明治12(1879)年2月ごろから、この旨を政府に伝えていたのであろう。しかし政府としても、このことは負傷事件の結果、起こったことでもあり、牧羊事業の成行を判断するには、まず現地を視察することが必要であり、アップジョンズの帰国と関連づけることは、躊躇したのであろう。

そのため下総牧羊場の縮小計画は、現地で勤務する岩山敬義場長の判断にたって進めることができないので、「下総牧羊場在勤官ヨリ兼テ申出之趣モ有之候」という出張依頼もあり¹⁷⁾、伊藤博文内務卿兼参議・大隈重信大蔵卿の両卿と松方正義大蔵大輔は、同年5月20日に東京を出発し、下総牧羊場におもむき十分に現状を視察ののち、5月24日正午に帰京し、下総牧羊場の現状を見たうえで、あと始末することを松方正義に命じているので、このときの判断が基礎となっている¹⁸⁾。もっとも予定では、5月18日に東京を出発することになっていたが、都合により、2日だけ遅れることになる。

このときの新聞記事によると、各紙により執筆態度が非常に違っている。『東京日々新聞』では、「この牧場ははじめ大久保公の創意にて開かれしが、

16) 成田市史編さん委員会編『成田市史』近代編資料集五 産業・経済 成田市 昭和58年3月〔六二〕明治一四年六月 種畜場記事
富里村史編さん委員会編『富里村史』史料集Ⅱ 近世・近代資料編 富里村 昭和45年3月20日

〔一八五〕(大正期) 下総種畜場史蹟資料(冊)

17) 『公文録』明治12年5月13日内務省第8号文書

1. 下総牧羊場出張上申 内務卿伊藤博文

18) 『公文録』明治12年5月 内務省第91号文書

1. 内務省伊藤博文下総牧羊場へ出張ノ件

『東京日々新聞』第2234号 明治12年5月20日450ページ。

『東京日々新聞』第2241号 明治12年5月26日490ページ。

紀尾井坂の変後、稍々事業の中弛みせし模様なるに抛り、先ごろも前島内務少輔が出向ハれて頻りに奨励の方をつくされ、猶ほ此たびも其掛りの勉強するやうにと右の諸公が赴かれたるのよし」と¹⁹⁾、こんごの牧羊事業の継続と奨励にあるとする。

このときの現地における判断の結果松方は、取香牧を主に牛馬改良種畜牧場として残すことにし、のちには下総種畜場とし牛馬品種改良につとめることになるが、あとの牧場はつとめて民間に払い下げることとし、七栄地区と両国地区の一部六八〇町歩を、岩崎家に払い下げ、そのほかの土地も希望者に払い下げることになった。これは明治初期からの不換紙幣の乱発と西南戦争の戦費調達により物価騰貴に拍車をくわえることになり、国家財政が緊迫していることもあり、明治13(1880)年11月25日に出された「工場払下概則」は、この処理にあたったからである。

このときアップジョンズは、帰国することの意見が述べられた筈であるが、それを政府側としては、人材不足により円滑にいかないことから牧羊事業の縮小策が打ち出されたのではないか。実際には、牧羊事業は順調に進展して成果をあげており、このままの状態で行進させることが可能であったのではないか。そのことは、現地において、内務・大蔵各卿も十分に観察している。このとき『東京日々新聞』では、関係部分について²⁰⁾、

(前略) 牧羊場(登戸を距る九里同所は牧場耕地其の他を合せ全地積三町千歩之れを六区別に分区し端より端まで八里に余れるよし其の広大なる知る可し)第四区に着、同所の牧場にて放牧の群羊及び羊舎、穀菜の圃場等を周行せられ、同第二第三区を巡覧、午後一時第一区の本庁に到り、此処にて午餐、午後二時同区内剪毛所(同区の畜羊米国産スパニースメリノーと称する羊種にて牝牡を合わせて八百頭余を飼ふ、其の内純種良種の三種あり、純種ハ一頭に付剪毛の量平均十磅一磅に付き代銀五十銭、良種ハ平均七磅に付四十銭を備ひすと云ふ)(因に曰く、全

19) 『東京日々新聞』第2237号 明治12年5月23日462ページ、1段。

20) 『東京日々新聞』第2246号 明治12年6月3日497ページ3段、488ページ1～2段。

場の畜羊現数六千頭余其内の良羊ハ米国并に濠洲より講求したるものにて、其余は清国より輸入及び該場にて分娩したる者なり)に於て農業生各自が羊を捕へ、其毛を剪り、之を畳み、之を秤り、又之を荷造りする実況を一覽せられ(後略)としていて、そのあとそれぞれ部署での意気盛んな作業状況が記されており、何ら牧羊事業の不成功とみることでできる事実が述べられていないのである。

このときアップジョンスは、すでに東京に滞在していて同席していなかったとみられる。あるいは視察から辞職をどのように判断されるものか、その結果をまっていたのかも知れない。ただ新聞紙上には、アップジョンスの進退のことを積極的に記しているのは、『郵便報知』の記事のみで、「御雇外国人ジョンス氏は、療用の為、出京して居りし処、此程殆ど全癒に至りし直に帰場なすとの事なり」としており²¹⁾、ここでは、帰国することになるなど、一言も触れておらず、下総にかえって仕事に就くものとしているのである。ところが帰国を公表しているのは、6月10日になってからでにわかには雇を解かれたとしている²²⁾。

つまり6月の段階になり、彼の負傷による帰国のことが記されることになる。それにどのようにこんご進退するのが注目されるのであるが、まったく反対のことが記されることになる。つまりすでに病気が回復し現地で勤務することを洩らしている状態にあったが²³⁾、このたび急に帰国することになったとしている。これにたいして『郵便報知』では²⁴⁾、

其後追々傷痕も平癒すれども、特に右腕のみハ、余程の深手なりしと見へ、今に碎骨の肉中に止りて撤せられハ、微く痛傷を覚るのみならず、皮膚全く麻痺して左なから他人の手に触るゝの思ありとて筆を採るも七を執るも、皆左手なれハ其不自由いわん方なし、

21) 『郵便報知』第1888号 明治12年5月17日第2面第1段

22) 『郵便報知』第1912号 明治12年6月14日第2面第4段

23) 『郵便報知』第1920号 明治12年6月24日第3面第1段

24) 『郵便報知』第1920号 明治12年6月24日第3面第1段

とする状態で、就業にたえない状態とみて、このような健康状態からの判断にたつての退職とするのである。そしてどのような都合であるのかわからないが、急に雇傭期間未了にかかわらず、退職することになる。

下総国印旛郡勸農局の牧羊教師米人ジョンズ氏は、過る明治八年より、向ふ八年六カ月の期限にて、雇はれしに如何なる御都合や、まだ期限の満たざるに、去る十日（6月10日のこと、引用者註）俄に雇を解れしが、是より氏は閑を得たれば、陸羽地方を巡回して帰国する趣、或る人の物語されしと。

とみえており、一般に横浜から乗船する筈であるのに、奥羽地方を巡回して帰国（函館であろうか）することになっていたようである。このことは何を意味するのであろうか。まだ負傷した腕も十分に回復をみていないのであるが、東北地方の実地調査により、また政府に勸業の進言する予定であったのであろうか。

これも新聞には、あまり掲載されておらず、『東京日々新聞』では、ようやく7月2日になって、「勸農局御雇のジョンズ氏は、下総なる同局試験場にて、凶賊のため重傷を負ひ、未だ全快にも至らざれば、雇期限来る十四年までの給料一万五千元を下賜せられて、雇を解かれたり」としている²⁵⁾。

6. む す び

この小論では、前稿にたいして落穂拾いに類するような一、二の事項について史料を補い、それをもとにして若干の考察をするにすぎないものとなった。

ただここで提示する史料は、いままで無視されていた新聞記事を主とするけれども、そこには現実からの問題点を指摘することができる資料を提供しているものとみることができるのである。ただそれをどのように解釈する事ができるか、についてはそれぞれ研究者の立場からその解釈を異にするものといわね

25) 『公文録』明治12年6月 内務省第26号文書

1. 同局所轄牧羊場雇米人ジョンズ解約ニ付十四年迄ノ給与一時繰上ケ渡方ノ件
『東京日々新聞』明治12（1879）年7月2日594ページ、第4段。

ばならない。

ここではアップジョンズという御雇外国人に、その考察を限定したけれども、また彼の在日中における下総牧羊場における経営上の活躍については、むしろ内務省勸業寮の事業の一環としての立場から、詳細な検討が必要となるであろう。これについては日本政府の羊毛工業導入における問題として、下総牧羊場を検討することにしたい。

〔史料〕1. 『牧羊生徒試業録』明治10年11月 勸農局

明治十年十月三十日勸農局松方正義、下総国牧羊場へ出張シ、生徒舎講堂ニ於テ場長岩山敬義ト共ニ、牧羊生徒ノ従前歴習スル所ノ科目ニ就テ、御傭米人デーダブリウアップジョンズニ命シ、各生徒ニ向テ問題ヲ置キ、之ヲ答弁セシメ、以テ其学材ヲ試験ス

問 畜羊春季ノ管理中要用ナル取扱ハ何々ナルヤ

答 春季取扱中ニテ最モ意ヲ注クヘキハ仔羊分娩ノ事断尾ノ事鞆丸ヲ切抜ク事等ナリ

ジョンズ曰然

高知県生徒

佐竹 義晴

問 羊ノ鞆丸ヲ断ツハ出生後何日ヲ以テ適当トナスヤ

答 羊ノ鞆丸ハ出生后三日ヲ以テ切断ス可キ期トス

ジョンズ曰然

長崎県生徒

本多 親基

問 初産母羊アリ仔羊ヲ産ミ落シ其仔羊ヲ嫌ヒ其儘ニ捨テ置キ之ヲ顧ミサル時ハ如何ニ取扱フヤ

答 其時ハ其母羊ト共ニ之ヲ暗室ニ入置キ看護者時々助情シテ啜乳セシム而シ

テ母羊其仔羊ヲ漸々愛護スルヲ視察スレバ小牧場ニ放牧スルナリ
ジョンス曰然

和歌山県生徒

安宅 寛之助

問 一頭ノ牝羊一仔羊ヲ持チ又一頭ノ牡羊ハ二仔ヲ持チ一頭ノ持タル一仔羊斃
ル、トキハ如何ナル取扱ヲナスヤ

答 先ツ斃レタル仔羊ノ皮ヲ剥キ二仔ヲ持タル一仔羊ニ着セ仔羊ヲ失ヒタル牝
羊ニ着ケルナリ

ジョンス曰然

茨城県生徒

丹羽 任

問 牝羊分娩ノ後何ヶ月ヲ経テ母羊ヨリ其仔羊ヲ引キ離ス可キヤ

答 五個月ヲ以テ適度トス

ジョンス曰然

愛知県生徒

飯島 一景

問 仔羊冷却シテ斃レントスルトキハ如何ナル取扱ヲナスヤ

答 其時ハ温暖ナルブランケットニ包ミ温室ニ入ル、ナリ

ジョンス曰其ヨリ簡便ナル方法アリ厩肥ヲ堆積シタル窪ミアル処ニ仔羊ヲ
置キ別ニ品物ヲ覆ハス

秋田県生徒

高橋 友吉

問 春日牧場ニ青草萌芽スル時羊ヲ放牧スルニ終日ナルヤ又ハ少時間ナルヤ

答 少時間放牧シテ蕪菁大根甘薯等ヲ与フ縱令青草繁生スルモ冬日水分少キ乾
草ヲ与へ来リ俄ニ水分多キ食物ニ移ス時ハ下痢病ヲ発スル恐レアルヲ以テ
追日青草ノ成長スルニ随ヒ漸次放牧時間ヲ延ハシ遂ニ終日放牧スル也

ジョンス曰然

岩手県生徒

福田 潔

問 夏季綿羊ノ取扱ハ如何ナルヤ

答 剪毛ノ事剪毛洗滌ノ事

ジョンス曰然

大坂府生徒

玉井 駿吉

問 綿羊剪毛ノ季節当牧羊場ニ於テハ何月頃ナルヤ

答 当牧羊場ニ於テハ六月ナリ

三重県生徒

長谷川藤二郎

ジョンス曰通例六月ナルモ当地ハ五月中旬ヲ適節トス

問 羊ヲ剪毛スル大略方法ハ如何ナルヤ

答 剪毛ニハ人員三名ヲ要ス其二人ハ羊ノ頭部及ヒ四肢ヲ押ヘ他ノ一人ハ鉋ヲ以テ羊ノ喉部ヨリ剪リ始ム然レトモ支那羊蒙古羊等ノ如キ下等羊種ハ一人ニテ剪毛スルヲ得ル

ジョンス曰然

岩山曰三人ハ決シテ剪毛ノ通例トス可ラス剪者ノ熟練ニ從ヒテ一人ニテモ做スヲ得ルニ至ル

神奈川県生徒

木村又三郎

問 満一オノ仔羊ハ毛ヲ剪毛スルヤ

答 満一オノ仔羊ハ毛ヲ剪マサルト云フ

ジョンス曰然リ当年當場ニ於テ其仔羊ノ剪毛ヲ做セシハ何故ナルヤト云フニ是ハ疥癬症ヲ帶フルガタメナリ

埼玉県生徒

松井 監曹

問 夏季牧場ニ緊要ナル注意ハ何ナルヤ

答 第一ノ注意ハ甲ノ牧場青艸ノ有無ニ因リ乙ノ牧場ヘ羊ヲ移ス事最モ緊要トス

ジョンズ曰然

岡山県生徒

田口 登莊

問 夏季牧場ノ管理如何ナルヤ

答 避暑場及飲水場等ヲ設ル事緊要ナリ日中ハ飲食セサル故日暮ハ遅ク迄放牧スルヲ要ス

ジョンズ曰然

愛媛県生徒

早水 濟

此時ジョンズ他季ノ別問ニ移ランストス岩山ジョンズニ向テ曰夏季ノ要務決シテ前件ニ尽ルトセズ乃チ羊蠅ハ最モ困難ニシテ最モ予防セサルヲ得ス之ヲ苟且ニ看過スレバ初メ羊鼻ノ中ニ孚卵シ生卵シ生虫遂ニ腦中ニ進攻シテ之ヲ刺衝シ羊ヲ苦痛セシム故ニ未発ニ之ヲ防クタメ多爾ヲ鼻頭ニ塗抹スルヲ要ス

問 冬季綿羊ノ管理ニ於テ何々ヲ緊要スルヤ

答 冬季ノ管理ハ孳尾ヲ最モ緊要トスルナリ

ジョンズ曰然

福岡県生徒

樺島 長一

問 冬季羊ノ飼養ニ何々ノ食物ヲ要スルヤ

答 乾草菜根穀物等ヲ最モ需要ノ食物トス

ジョンズ曰然

群馬県生徒

水沢 英盈

問 短毛羊ハ何々ナルヤ

答 短毛羊ハ諸種ノメリノウ羊サウスダロン羊其他種々アリ総テ毛長三インチニ満タサル羊種ヲ云フ

ジョンス曰然

島根県生徒

小川 正矩

問 メリノウ羊一頭ノ剪毛重量幾何ナルヤ

答 其毛量ハ概シテ五磅乃至七磅ナリ

ジョンス曰然

長崎県生徒

中村 精一

問 西班牙メリノウ羊ノ毛量幾何ナルヤ

答 五磅乃至七磅ナリ

ジョンス曰然

鹿児島県生徒

樺山市兵衛

問 細美毛ニテ如何ナル絨布ヲ製造スルヤ

答 フランネル等ノ上等絨布ヲ製出ス

ジョンス曰然

神奈川県生徒

脇山 敬興

問 長毛羊ノ部ニ入ルモノ何々ナルヤ

答 リンコルン羊コッツウワルド羊レスター羊等ナリ

ジョンス曰然

高知県生徒

高井 勉

問 レスター羊ヨリ得ル処ノ剪毛幾磅ナルヤ

答 六磅ヨリ九磅迄ナリ

ジョンズ曰然

岐阜県生徒

豊島 茂一

問 長毛羊ノ毛ハ何様ナル絨布ニ製造スルヤ

答 外套等ノ粗キ絨布ニ製造スルナリ

ジョンズ曰然

兵庫県生徒

竹島勇之助

問 仏国ノランブエー毛ハ何国ヨリ導カレシヤ

答 ^{スペイン}西国ヨリ導キ仏王ノ公園ラムブエーニ於テ改良セシ毛種ナリ

ジョンズ曰然

栃木県生徒

吉田 確造

問 コウミンクハ何ノ謂ヒヤ

答 長毛羊ノ剪毛ヲ組織スル方式ヲ云フ

ジョンズ曰然

福岡県生徒

小野 戒三

問 「コウミンク」ノ名称ハ何ヨリ起ルヤ

答 リンコルンレスターコッツウオールド羊等ノ如キ長毛羊ヲ紡績スル前梳器ト
称スル器具ノ作用ニ掛クルガタメ斯ク名付ルナリ

ジョンズ曰然

滋賀県生徒

田村 正寛

問 カージグウールハ何ナル物ナルヤ

答 「カージグウール」ハ羊毛ヲ「カルド」ト云フ器械ニテ參雜シ大絨及通

常絨布ニ製スル短毛ヲ云フ

ジョンス曰然

堺県生徒

羽田 明忠

問 仏国メリノウ羊毛ハコウミング、ウールナルヤ又ハカージング、ウールナルヤ

答 仏国メリノウ羊ハ長毛ナルユヘコウミング、ウールナリ

ジョンス曰然

宮城県生徒

西大条胞二郎

問 仏国メリノウ羊一頭ノ剪毛ノ量ハ幾何ナルヤ

答 其毛量大概拾五磅乃至二拾磅ニシテハ四拾三磅余ヲ得ルモノモアリ

ジョンス曰然

愛知県生徒

野坂慶之助

問 綿羊ハ一般晨起ヲ好ムヤ又ハ好マサルヤ

答 朝ハ遅クマテ寝臥反嚼スルモノナリ

ジョンス曰然ルヲ以テ人ノ其晨臥ヲ妨碍スルヲ悪シトスルナリ

大分県生徒

谷 翠

問 朝露未ダ乾カサルニ放牧シテ羊ノタメ良否如何ナルヤ

答 羊ノタメニ放牧スルハ良カラス

ジョンス曰然

東京府生徒

河合 美清

問 羊ハ放羊地ノ如何ナル処ヲ好ムヤ

答 羊ハ凸凹ニシテ芻艸ノ繁茂スル牧地ヲ好ムナリ

ジョンス曰然

石川県生徒

望月 唯衛

問 スカブハ何ナルヤ

答 スカブハ一頭ノ細微虫ニシテ一羊之ヲ患フレバ数十百頭ノ羊ト雖モ之ニ近
ク時ハ直ニ伝移スル所ノ皮膚病ナリ

ジョンス曰然

岡山県生徒

龍田 退蔵

問 例ヘハ百頭ノ羊群中ニ疥癬病羊二十頭アル時之ヲ如何処分スルヤ

答 先ツ疥癬病羊二十頭ヲ大群ヨリ引き分ケ之ニ治療ヲ施シ残りノ羊健康ナル
ト雖モ伝染ノ恐レアルヲ以テ同ク石灰及ヒ硫黄ヲ加ヘタル煙艸ノ煎汁ニテ
羊体ヲ洗フナリ

ジョンス曰然

青森県生徒

太田 真琴

問 疥癬羊ノ如何ナル治療ヲナスヤ

答 煙草ト硫黄ノ煎汁ニ羊体ヲ浸タスナリ

ジョンス曰然

千葉県生徒

加納 正治

問 煙艸洗湯ノ温度ハ何程ナルヤ

答 華氏驗温器百拾五度ヨリ百二十度マテヲ適度トス

ジョンス曰然

石川県生徒

斎藤 十郎

問 疥癬羊ヲ其薬湯ニ浸入スルニ何分時間ヲ要スルヤ

答 通常ノ疥癬羊ハ一分時間ヲ以テテスト雖モ悪症ノ者ハ一分時三十秒乃至二分時間ナリ

ジョンス曰然

兵庫県生徒

矢内 俊夫

問 疥癬羊ヲ煙艸ノ洗湯ニ浸ス外ニ他ノ薬方アルヤ

答 胡麻油ニ石炭酸ヲ拾六分ノ一混合シ之ヲ海綿ニテ其患部ニ塗抹ス
ジョンス曰然

福島県生徒

原 六郎

問 疥癬羊ニ胡麻油ト石炭酸ノ混合物ヲ塗ルニ幾日ヲ経テ再施スルヤ

答 三日間ヨリ一週間ニ至ル

ジョンス曰然

長野県生徒

鹿野峰三郎

問 疥癬全癒ノ徴候ハ何ヲ以テ見認ムルヤ

答 其皮膚柔軟ニ復スル時ヲ以テ平癒ノ徴候トスルナリ

ジョンス曰宜ナリ然レトモ其身体ヲ搔カサルヲ以テ一層掛念ナキ徴候トス可シ

愛知県生徒

小野田新五郎

問 當場ノ畜羊ニ疥癬ヲ除ク外如何ナル病氣ノ多ク発セシヤ

答 當場ニ於テ疥癬ノ外ニ肺臟脾臟病咳嗽壞疽等ノ病氣アリタリ

堺県生徒

岸 伸吉

ジョンス曰然 此時ジョンス岩山ニ向ヒテ曰当春畜羊ノ肺臟病ヲ発セシ時如何ナル治療法ヲ施用セラレシヤノ問ヲ発シタレハ同氏之ニ答ヘテ曰阿片

問 丁幾或ハ甘硝石精又ハ酒石英等ノ飲劑ヲ施シ酒石英最モ応驗アリタリ
羊下痢スル時ハ如何ナル藥劑ヲ与フルヤ

答 下痢スル時乾食物砂利塩ノ如キ塩劑又ハ阿片丁幾ノ少量ヲ与フ
ジョンス曰然

福島県生徒

木野 源六

問 乳房焮衝及閉塞スル時ノ処方如何ナルヤ

答 乳房焮衝セシ時ノ麩ヲ布ニ包ミ熱湯ヲ澆キ直ニ患部ヲ蒸スナリ又乳孔閉塞
スル時ハ探針ヲ以テ之ヲ開キ乳ヲ泄出セシムルナリ

ジョンス曰然

長野県生徒

花岡 猛男

問 仔羊斃レタル後母羊ノ処分如何ナルヤ

答 乾食物ヲ与ヘ且乳汁ヲ濾リ取ルナリ

ジョンス曰然

福島県生徒

後藤 良助

問 稗ハ羊ニ与ヘテ良キモノヤ又ハ悪キモノヤ

答 稗ハ羊ニ与ヘテ悪シキ事更ニ無シ其故ハ草ヨリモ慈養分ヲ含ムガ故ナリ

ジョンス曰然

静岡県生徒

小池 光謙

右現在生徒ノ他ハ病氣帰省等ニテ出席セス

十月三十一日

生徒監督

後藤 達三

〔史料〕 2. 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料』近代篇明治初期四

千葉県 昭和46年3月28日

○〔明治九年五月〕十一日 牧羊場野犬取締方ヲ達ス其文ニ曰ク

第十区

第十一大区

区 長

戸 長

今般第十大区九小区下総国印旛郡七栄村外式ケ村ニ於テ勸業寮牧羊場開設可相成ノ処犬ノ羊ヲ害スル畜ニ猫ノ鼠ニ於ケルガ如キノミナラス其惨害ヲ極ハムルモノナレハ到底野犬ノ患害ヲ防カサレハ牧羊ノ事業難行旁野犬ハ有害無益ノ者ニ候得ハ追テ野犬取締規則撰定一般施行ノ積ニ候然ルニ此度外国ヨリ輸入ノ綿羊右牧羊場ヘ可被移筈ニテ不日第拾壹大区六小区下総国千葉郡登戸村海岸ヨリ順路岩富村通り第拾大区拾小区下総国印旛郡十倉村迄綿羊貳百余頭運送候ニ付第二課官員出張先ヨリ通達次第其当日ニ限り士民飼犬ノ分ハ銘々繋留置野犬ノ儀ハ可成通行路筋ニ徘徊不致様取締可相立旨沿道村町用掛ヲ始一般ヘモ屹度可申示候此段相達候事(丙第貳百三拾九号)

○〔明治九年五月〕二十日 牧羊場狼犬取締方ヲ達ス其文ニ曰ク

第八・九大区第拾大区

第十四・五大区第拾六大区

区 長

戸 長

第拾大区九小区下総国印旛郡七栄村外二ヶ所ニ於テ勸業寮牧羊場開設相成候儀ハ内地民産殷富ノ基本ニ候処犬ノ羊ニ於ケル之ヲ嘯視咬傷スル者ナレハ右ノ障碍ヲ除カサレハ該業興起ノ目途無之ニ付畜犬野犬取締方法可相立旨其筋ヨリ被達候趣モ有之当今専ラ取調中ニ付追テ取締方法等相設ケ何分ノ儀可相達筈ニ有之候然ルニ今般牧羊場出張御雇外国人デーダフルーアップジョンス

氏ヨリ右牧羊場ニ於テ犬ノ為メニ受クル損害ノ儀ニ付各小区戸長ヘ対シ報告及ヒ度趣候依テ不取敢右報告訳文頒布候条其意ヲ体認シ区内一般人民ヘモ厚ク示諭可致候此段相達候事(丙第貳百四拾七号)

狼犬取締ノ報告訳書

此度此下総ニ牧羊場ヲ置レ玉フ御趣意ハ外国ノ綿羊ヲ御国ヘ初メテ輸入シテ数多ノ種類ヲ殖サントスルナリ抑綿羊ト云フ動物ハ羅紗其外種々ノ毛織物ニ織ルヘキ毛ヲ具ヘマタ西洋ニテ其肉ヲ多ク食料ニ用フル事ナレハ実ニ人民ニ必要ナルモノニシテ諸動物中ニテモ益アリテ貴フヘキモノナリ故ニ是迄外国ヨリ持渡羅紗其外色々ノ毛織物ヲ御国内ニテ産スルヤウニ成サントセシコト故固ヨリ其場所ニ近キ村々ノモノヘ助情ヲモ受ケサレハナラヌナリ此大事業ハ曾テ日本ニ於テアラヌ事ナレハ容易ク一朝一夕ニ成ルニアラス且開墾ノ場所モ広大ナレハ日々雇入ノ人夫ニ牧羊場ヨリ払フ金額モ莫大ナルノミナラス詰リ人民ノ利益ヲ謀ル御趣意ナレハ自然千葉県下ノ人民ノ殊ニ牧羊場ニ近キ村人ノ幸福モマタ少ナカラサルヘシ左スレハ俱ニカヲ協セテ此業ノ妨ケトナル者アラハコレヲ除キ去ラント思フハ人民ノ本分タラント思ハル、ナリ凡諸動物ニハ此レニ仇敵トナリテ害ヲナスモノアリ仮令ハ鷄ノ鷲ニ於ケル鼠ノ猫ニ於ケル仇視互ニ相喰ム如シ今綿羊ノ凶敵ハ犬ナリ綿羊ノ性質ハ固ヨリ柔順ニシテコレト対闘セス死ニ至ルマテ自若タル如シ御国ノ犬ノ種類ニモ常ニ主門ヲ譲リ賊ヲ防キ能ク其要ニ適スル良犬アリテ人民必要ナリト雖トモ最モ稀ニシテ多ハ忌ミ嫌フヘキ悪犬ナリ是等ハ元來東夷ノ狼犬ト称シソノ性虐クシテ用少ク日本人ノ如ク開化セル人民ノ畜ヒ養フヘキモノニアラス今時取香牧ニ於テ年々馬ノ子カ犬ノ為ニ咬ミ殺サル、事多ク之カ為ニ若干ノ損耗アリ又已ニ三年前ノ事ナリシカ東京ニ於テモ八歳ノ幼キ女兒カ犬ニ咬マレテ死セシ事アリ之カ為メ東京府ヨリ御布令アリテ主ノナキ犬ヲ悉ク殺サシム今此近傍ノ如ク犬ヲ勝手ニ放チ各自自由ニ散行セシム間ハ下総ニ羊ヲ安全ニ畜ヒ付ル事最モ難カルヘシ又綿羊ヲ狹キ場所我ハ毎夜舎内ニ置クハ綿羊ノ為ニ悪キノミナラス逆モ蕃殖ハナラヌモノナレトモ之ヲ野内ニ放牧ナサハ蕃殖ノ成功ハ確

ニ請合ハル、ナリ又近傍ノ人民日々牧羊場ニ入り現ニ其業ヲ見慣レ愈其利益アル事ヲ知ラハ遂ニ自分等モ又未開墾ノ地ヲ開キテコレヲ畜フ事ニモ至ラン此事大ニ政府ノ思召ニ叶フ事ナランヨシヤ人民カ未タ綿羊ヲ畜フニ至ラストモ断然是等ノ悪犬ヲ畜フ事ヲ止メ一豚ヲ畜ヒ試ムヘシ左スレハ茶樹ニ最モ宜シキ肥料ナル豚糞ヲ得ラルヘシ彼同協社ハ茶樹ヲ肥ス為ニ数多ノ豚ヲ畜ヒ養ヘリ然レトモ犬ノ糞ノ肥料トナル事ハ誰モ聞カサルナリ

願クバ此報告御熟考ノ上御配下ノ者政府ノ御趣意ヲ推度シ其布令ヲ待タスシテ犬ノ所置ヲ做スヤウアリタキモノナリ已ニ当牧羊場ニ数頭ノ羊ヲ引入レ置タレハ何卒御一覽ヲ得テ綿羊ノ種類且性質等ヲ詳カニ演説スヘシ

牧羊場御雇米国人

デーダブルユーアップジョンス

牧羊場外四里内

戸長御中

〔史料〕 3. 「千葉県下牧羊場 近傍野犬 獲殺規則発行ニ 付各国公使へ 通知ノ件」

(外務省外交史料館)〔3項5類2項第16号文書〕

勸第八拾三号

野犬獲殺規則実施致シ度ニ付上申書

当県下下総国ニ於テ勸業寮牧羊場開設ニ付犬害無之様厳ニ取締之方法可相立旨本年四月中内務省ヨリ致相達旁当従前官牧式ケ所有之ニ付牧場四辺野犬獲殺規則別紙写之通同省ノ裁可ヲ得本年十月一日より施行シ牧場近傍ニ於テハ縦令飼養主有之犬タリトモ所在散逸スル時ハ渾テ獲殺可致旨ニ付爾後外国人当県地方通行之際畜犬ヲ携フルモノ牧場距離四里(日本里程)以内ニ至ラハ必ス繩索ヲ以堅ク之ヲ拘牽シ散逸セシメサル様兼テ注意可致旨各国領事ニ御照会有之度別紙相添此段及上申候也

明治九年九月九日

千葉県令 柴 原 和

千葉県
令之
柴原和

外務卿 寺島 宗則 殿

追テ牧場距離以内之村町へハ本文之旨定日本文及ヒ英仏両文ヲ以テ揭示ニ及
公約候此段も添テ申上候也

牧場四辺野犬獲殺規則

第 一 条 牧場ハ下総国印旛郡七栄村十倉村同埴生郡十余三村取香牧ノ四ヶ所
タリ

第 二 条 右ニ掲クル牧場ヲ距ル 事四里（距離ヲ側ルノ法ハ牧場園外ヨリ起算スル
モノトス）以内ノ地（大小区村町名ハ別ニ示スヘシ）ニ散在セル犬ハ一切獲
殺スヘキニ付該地方士民各自飼養スルトコロノ犬ハ固ク繫キ留メ置カ
又ハ宅地園外へ出テサル様手当致スヘシ飼養主ノ疎念ヨリ犬ヲ放ツ事
アラハ相当ノ処分ニ及フヘシ若シ放ツトコロノ犬牧場ニ入り畜類ヲ害
スル事アレハ其次第二寄リ其価ヲ飼養主ヨリ償ハシムル事アルヘシ

但飼養スルトコロノ犬ハ成規ノ通り首環ヲ施ス事勿論ナリ

第 三 条 牧場四里以内ノ地ニ於テ飼養主之レナキ野犬ヲ獲殺スル者へハ士民
ノ別ナク獲殺手数料并ニ廃埋料ヲ給与スヘシ

第 四 条 野犬獲殺手数料ハ其獲ルトコロノ地牧場ヲ距ルノ遠近ニ因テ差等ヲ
設ケ廃埋料ハ同一ニ給与スル事左表ノ如シ

牧 場 距 離	野犬壹頭獲殺手数料	野犬壹頭廃埋料
半里未滿	金貳拾五錢	金七錢
半里以外壹里未滿	金 貳 拾 錢	同
壹里以外貳里未滿	金 拾 五 錢	同
貳里以外參里未滿	金拾貳錢五厘	同
參里以外四里迄	金 拾 錢	同

第 五 条 野犬（生レテ四ヶ月以内ニシテ牙齒未タ全ク生シ得サルモノヲ云）ヲ獲殺ス

ルトキハ右ニ掲クル表面ニ準シ手数料ハ三分ノ一廃埋料ハ其半額ヲ給与スヘシ

第六條 芘人ニシテ一時式犬ヲ獲殺スルトキハ即チ式頭分ノ手数料廃埋料ヲ給与スヘシ

第七條 式人以上ニテ芘犬ヲ獲殺スルトキハ芘頭分ノ手数料廃埋料ヲ分ケテ給与スヘシ

第八條 飼養主之レナキ野犬タリトモ馬錢子其他酷烈ナル薬品ヲ以テ之ヲ毒殺スル事ヲ得ヘカラス

第九條 野犬ヲ獲殺スルトキハ屍ハ該場ニ差置キ即時其尾ヲ裁断シ之レヲ携ヘテ該町村野犬取締担当ノ用掛ヘ届出ヘシ

第十條 野犬取締担当用掛実地ニ臨テ犬屍ヲ檢シ疑ナキトキハ獲殺人ヘ左式ノ証書ヲ与フルモノトス

野 犬 獲 殺 証 書

毛 色	白カ黒カ斑カ
年 齒	四ケ月以上カ 四ケ月以下カ
牡 牝	牝カ 牡カ
地	何大区何小区 牧場距離 幾里 何郡 何町村
時	年 月 日 時
獲殺人	何大区何小区何国何郡何町村何誰

右保証候事

明治 年 月 日

何大区何小区下総国何郡何町村

用掛

氏

名 印

第十一條 野犬獲殺人ハ証書ヲ受取りシ後十五日以内ニ証書ヲ持参シテ手数料并ニ廃埋料請取方該大区出張所ヘ申出ヘシ

第十二條 獲殺人若シ野犬取締担当用掛リノ申聞ケヲ守ラス犬屍ヲ埋ムル事法ノ如クセサレハ手数料廃埋料ヲ給与セサルヘシ給与シタル後ニ発覚スレハ手数料廃埋料共取揚ル事アルヘシ

第十三条 獲殺届方等詐偽（牧場距離壹里以外ヲ壹里未滿ト云フカ如シ）ノ所為アルニ於テハ手数料并ニ廢埋料ヲ給与セサル勿論ニシテ其次第二寄り相当ノ処分アルヘシ

第十四条 野犬ヲ獲殺スル為メ原野ニ陥穽ヲ設クルハ苦シカラスト雖モ必ス望竿抹眉索等ヲ施シ人ヲ誤陷セサル様注意スヘシ

第十五条 野犬彈殺ノ為メニ銃猟期限外ニ発砲セントスル者ハ願出許可ヲ受クヘシ

第十六条 村町野犬取締担当用掛自ラ野犬ヲ獲殺セシトキハ他ノ村町野犬取締担当用掛へ届出其点検ヲ受け獲殺ノ証書ヲ請クヘシ其届方ノ手續并ニ手数料廢埋料給与方ハ一般士民ト殊ナル事ナルヘシ

右ノ通仮定候事

柴原千葉県令殿

外務大小丞

其県下下総國於テ勸業寮牧羊場開設ニ付犬害取締之為め内務省之裁可を得て野犬獲殺規則施行候ニ付而ち其地方通行之外国人ニして犬を携ふ者之為め豫め各国領事江右之段可及通知旨勸第八十三号ヲ以上規則書相添御申立之趣致承知候然るニ只漫々右牧場四辺四里以内とのみにては広漠トシテ其經界判然致サス之義と存候尤も右牧場距離以内之村町江ハ英仏兩文を以て規則之趣旨提示可致旨ニ候得共何村何町ノ右經界内なるや否豫め判然不致而は不都合ニ付右四ヶ所之牧場より四里以内之村町江示したる略図御差廻候之分此段及照会候也

勸第七拾七号

当県下々総國ニ於テ勸業寮牧羊場開設犬害取締之義ニ付規則書相添云々及聞申候如右牧場四辺四里以内ト而已ニテハ広漠トシテ其經界判然不致ニ付四里以内ノ村町ヲ示シタル略図可差出旨往第三十一号ヲ以御照会之趣致領承即別紙略図表葉差出申候右ニテ委細御承知有之度此段御回答旁申進候也

明治九年十月廿日

千葉県令 柴原 和

外務大少丞

御 中

〔四囲略図〕省略

御書翰致啓上候然ハ今般千葉県官轄下総国印幡郡七栄村十倉村同埴生郡十余三
 村香取牧之四ヶ所に牧羊場開設周囲四里以内ニ於テ犬ヲ放ツ事ヲ嚴禁シ其内ニ
 野犬アル時ハ之ヲ獲殺スルノ取締相立ルニ付貴国人該地方旅行之者犬を携ふる
 時ハ必ず首環を施し繩索を以て拘牽て致規則ニ有之於四里以内之往還道筋ニハ
 日本文及び英仏文を以て掲示致度旨申越候ニ付我官許ヲ以旅行致候貴国人之義
 夫々通達相成度此段得貴意候

敬具

九年十一月一日

寺 島 外 務 卿

各国公使姓名

閣 下

神奈川県令参事

御 中

外 務 大 小 丞

今般千葉県管下於而牧羊場開設犬害取締之ため野犬獲殺ニ付該場方旅行之外国
 人心得之ため別紙之通り外務卿より各国公使へ及御通知候間別紙書面ニ準し貴
 県より横浜在留瑞西葡萄牙布哇三国各領事へ通知可然候依而為見合別紙原訳書
 翰写相添此段申入候也

九年十一月一日

第百廿八号

以書簡致啓上候然ハ本月四日付貴簡ヲ以テ下総国四ヶ所へ牧羊場御開設ニ付右
 周囲四里以内ニ於テ犬ヲ放ツ事ヲ禁候御来示ノ趣致承知候則我国人ノ内同国へ
 旅行願出候ハ、右御規則ノ趣通達可致候此段回答得貴意候

敬具

明治九年十一月十日

独逸国弁理公使

フオン、アイゼンデッヘル

寺島外務卿

閣下
